

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 情報セキュリティポリシーに関わる例外規程の必要性と限界
申請者 : 村崎 康博
審査委員会 : 主査 教授 後藤 厚宏
副査 名誉教授 林 紘一郎
副査 客員教授・名誉教授 原田 要之助
副査 教授 湯浅 壘道

I. 論文内容の要旨

本論文「情報セキュリティポリシーに関わる例外規程の必要性と限界」は、情報セキュリティ業務には例外措置を一定の範囲内で認めることが不可欠であることを指摘し、その根拠となる例外規程を策定した上で、例外措置を実施することによって業務の効率化を図っていくことを提言するものである。この提言にあたり、情報セキュリティポリシーの基本構造をもとに例外規程を体系化し、原則規程からどの程度の逸脱事象であるなら例外規程の許容範囲として認められるのかについて分析している。裏付けとして、例外適用の実態について、国内外の先行事例調査及びアンケート調査を通じて分析・考察を重ねた結果を示している。これらをもとに組織における例外規程の活用に向けて、例外規程の策定及び例外措置の実施に向けた対策と限界を示し、その上で普及に向けての提言及び今後の展望について述べている。

第1章「研究の背景・動機・目的」では、①情報セキュリティ施策はその性質上不確実性・予測不能性を伴うため、想定が難しい問題や事象に対しては「例外」を考えざるを得ないこと、②例外措置においては、個別事情を考慮した対応を考え、例外として許容するかどうかを「判断」することが必要になり、煩雑性につながること、③例外にかかる措置を例外規程として策定することで、個別事情への配慮をしつつも対応の一般化を図ることにより業務の効率化が可能になること等、本論文の主題について、具体的事例を通して示している。

第2章「例外の定義と研究対象、効用と限界」では、本論文における例外措置、例外規程などの用語と研究対象について定義し、例外の効用と限界の基本的な考えを述べている。例外規程は、例外措置を管理・運用していくための、措置の申請、承認・許可、実施、報告、さらには見直し等といった手続きや内容を規程として策定したものであり、業務の効率化に直結するとしている。

第3章「例外の先行事例」では、研究対象である「平常時の対策基準における例外」に関する先行事例（国内事例、国際規格事例、海外事例）を調査している。例外措置を体系的に記述しているNISCの統一管理基準をもとに、省庁や民間企業における例外措置の実施状況を調べ、その結果として、これらの先行事例の多くは申請手続きに関するものであり、例外規程の策定状況や管理・運用の主体部門などについては、多くの組織において不明確であったとしている。

第4章「例外措置の実態の把握」では、日本の組織を対象にアンケート調査を実施し、分析している。本調査により、例外規程を策定している組織が約4割程度あること、その管理・運用は、トップダウン型ばかりではなく、現場組織の判断が優先されるボトムアップ型でも実施されているとしている。また、例外規程を策定している組織においては業務の効率化が図られていると推定しているが、必ずしも利用部門の例外措置の実施状況に沿った例外規程の策定および管理・運用がなされているとは限らないなど、例外規程の普及は十分ではないとしている。

第5章「例外規程の活用に向けての対策」では、第3章および第4章までの調査分析を受けて、例外規程の活用に向けての対策を述べている。例外規程を適用する意義は、例外措置を汎用的に規程として策定することで、承認・許可作業を可能な限り簡便化・省力化でき、業務効率が図れることにある。さらに例外規程を体系化・モデル化することにより、管理・運用の可視化が期待できることにあるとしている。さらに、このような例外規程の活用を考えるポイントとして、例外規程を策定する主体部門の在り方、原則規程からの逸脱行為のうちどのような態様のものを例外規程とすべきかという判断基準、そして利用部門が実際に活用できるようにすることの3点について論じている。さらに、例外規程策定については、出来る限り残余リスクを考慮する必要があるとしている。

第6章「結言」では、第1章から第5章までの議論を総括した上で、例外規程の普及に向けての提言として、各組織で実際に例外規程を策定・実施・経験する事例の蓄積と学習することの重要性を主張している。また、今後の情報セキュリティ施策の中に例外規程の策定・運用を導入し、原則規程とバランスよく活用することが、ビジネスチャンスやセキュリティ部門の働き方改革にもつながることを期待している。

II. 論文審査結果の要旨

本論文は、情報セキュリティ業務に不可欠である例外に関し、例外規程を策定して例外措置を実施することによって、業務全体の効率化を図ることが重要であることを、国内外の先行事例調査及びアンケート調査の分析・考察の結果として主張するものである。さらに、組織が例外規程を活用するために、例外規程の策定及び例外措置の実施に向けた対策の考え方と限界を示し、その上で普及に向けての提言及び今後の展望について述べている。これらの研究成果による情報学への貢献は大変大きい。

他方で本論文には、原則規程からの逸脱行為のうち例外規程で認容すべきものの判断基準の一般化や精緻化など、今後の研究の深化が期待される部分もある。しかし、このような点は博士（情報学）の論文としての本論文の価値を損なうものではない。本論文は、博士（情報学）の論文として合格と認められる。

III. 審査経過

本審査委員会は、令和1年7月24日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行い、その後、令和1年9月21日に公聴会と最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。